

平成12年4月スタート

介護保険制度の仕組み

40歳以上の全員が加入します

介護保険制度は、だれにでも訪れる可能性のある要介護状態を、車の保険という「事故」と位置づけ、40歳以上の全員が保険料を負担し、そこに税金を合わせた財源によって、様々な介護サービスを提供し、社会全体で介護を必要としている人を支えていく制度です。これまでは税金を基礎として、公費で行われてきた社会福祉制度のうち、高齢者の福祉と医療に関する部分を社会保険方式に変えるものです。

介護保険制度は、民間の保険と異なり、国や市町村などの公的機関が保険者となり、保険料の徴収や保険給付を行います。65歳以上の方を第1号被保険者、40歳から64歳までの人を第2号被保険者として、高齢者にも保険料の支払いを義務付けています。

得られるサービスは、これまで公費で運営されてきた寝たきりや痴呆など、介護が必要な人に対するホームヘルパーや訪問介護などの在宅サービスと特別養護老人ホームや老人保健福祉施設への入所などの施設サービスです。

これが月々の保険料と利用時の一割の負担によって利用できる制度です。したがって、今までの制度と異なるといえば異なるのは、利用者が自分でサービスの内容とサービスの提供者を選べる点にあります。さらに、サービス提供体制に民間事業者を組み込み、内容の充実と質の向上を目指している点です。

また、在宅サービスを充実し、できるだけ自宅においてその能力に応じた生活が維持できるように配慮しています。また、いわゆる「社会的入院」の解消を図り、住み慣れた自宅に戻れることを目指しています。さらに、施設サービスは一部の人だけしか利用できない体制ではなく、誰もが権利としてサービスが受けられるように改善されます。

今回は、保険料についてお知らせします。

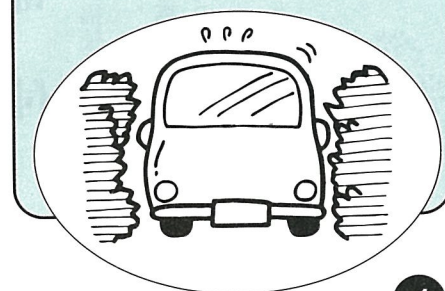
(保健福祉課)

～道路沿いの草刈り 枝払いにご協力を～

道路に覆いかぶさるように伸びた雑草や木の枝は視界を妨げ、車を運転する人や歩行者にひじょうに危険です。

道路沿いに土地をお持ちの方は、草木が道路にかかる前に草刈り枝払いを行い交通安全にご協力下さい。

(建設課 内線345)



栗山川のロゴマーク決定

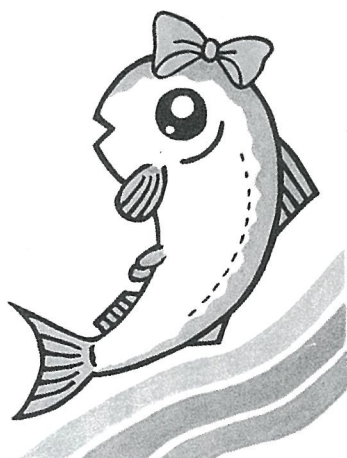
川づくり事業で活用

栗山川では、『ふるさとの川整備事業河川』の認定を受けて、河川から遊歩道や公園など住民のみなさんの憩いの場所となる施設が整備されています。

ロゴマークは、親しみやすい川づくりのPRを推進するため、光町と横芝町の共同で募集したもので、両町のみなさんから多数のご応募をいただきました。

応募作品はどれも、ふるさとの川栗山川を思う心が感じられる力作ぞろい、最優秀作品については今後の川づくり事業の諸事業で活用させていただきます。

ご協力ありがとうございました。



最優秀
光町 橋浦 芳朗作